

森林を活かすしくみ

林野庁
総務省

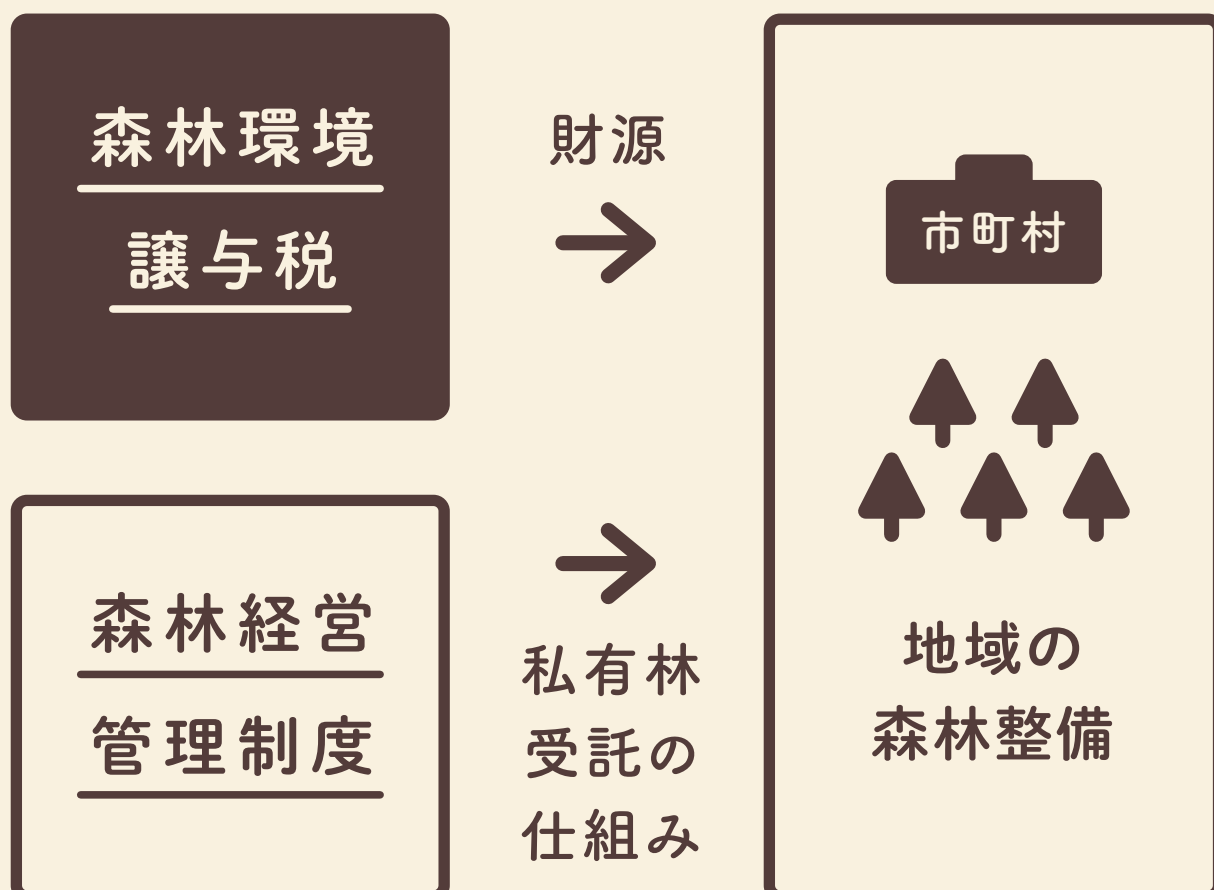
“森林環境譲与税”を活用した森林の整備

日本の森林は、国土の約7割。この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していく必要があります。

しかし、林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。

このような中、令和元年度に、市町村による森林整備等の新たな財源として「森林環境譲与税」の譲与が、市町村が私有林の経営管理を受託する仕組みとして「森林経営管理制度」がスタートしました。

令和元年度スタート

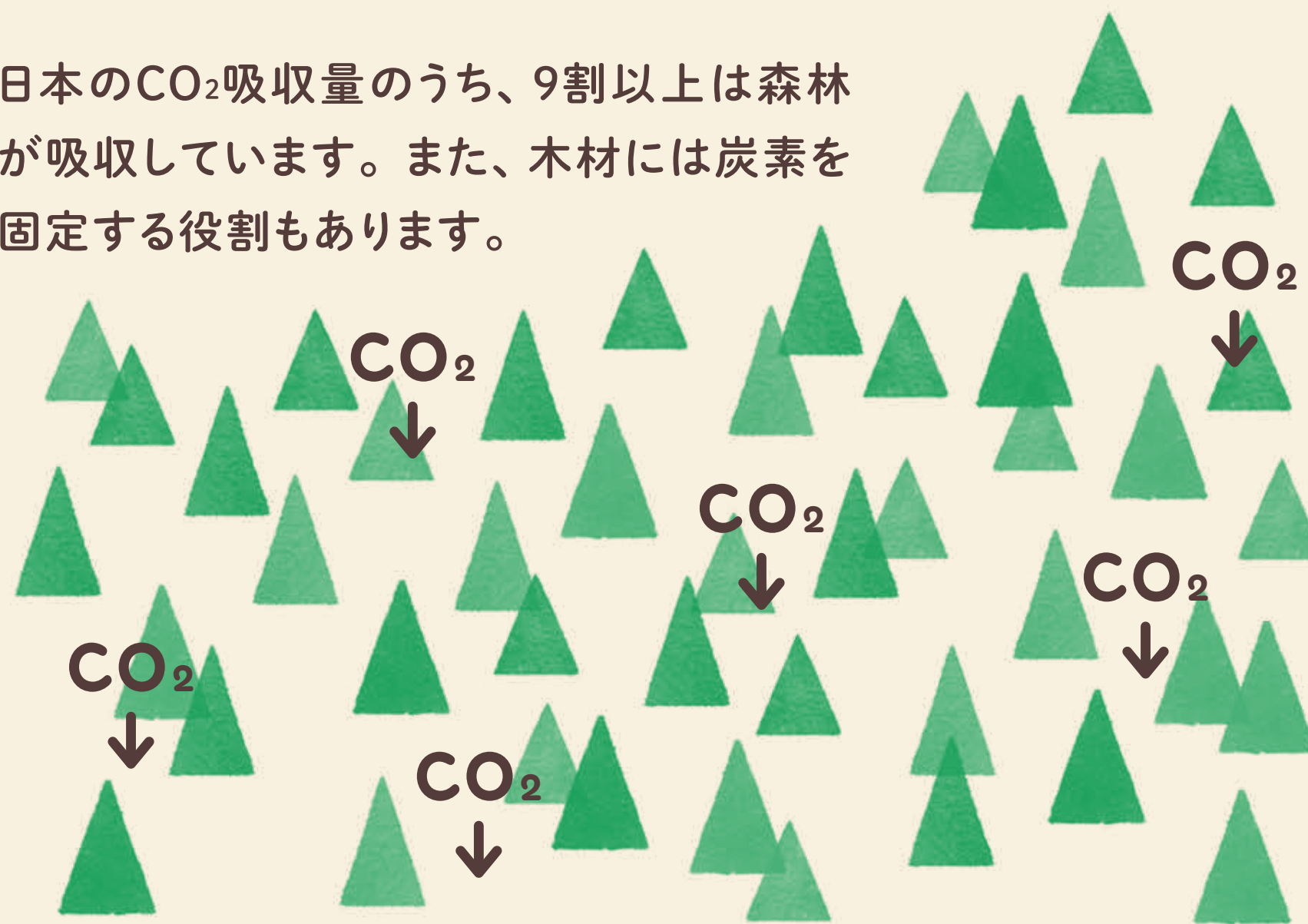


令和6年度からは森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まりました。各市町村では、皆様からいただいた貴重な財源を活用して、森林の整備を進めてまいります。

令和6年度スタート



日本のCO₂吸収量のうち、9割以上は森林が吸収しています。また、木材には炭素を固定する役割もあります。



温室効果ガス削減に。

木の根は土を固定して土砂崩れを防ぐとともに、下草や落葉・枝などは表土が流れ出るのを抑えています。



雨水が落ち葉を通して土中にゆっくり浸透することで、川への急激な流出を緩和するとともに、水を浄化しています。



森林の代表的な機能

環境保全や防災、水の浄化など、森林はさまざまな場面で私たちの暮らしを支えています。

森林環境税の仕組み

国民の皆様から納税いただいた「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全国全ての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用されます。

(年間総額約600億円)

森林環境税・
森林環境譲与税の
詳細は



森林環境税

年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴収



国民



市町村



都道府県

納税義務者 約6,000万人強



国

森林環境譲与税

国から市町村と都道府県に譲与



市町村、都道府県

私有林人工林面積
林業就業者数
人口により按分

森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の取組に活用

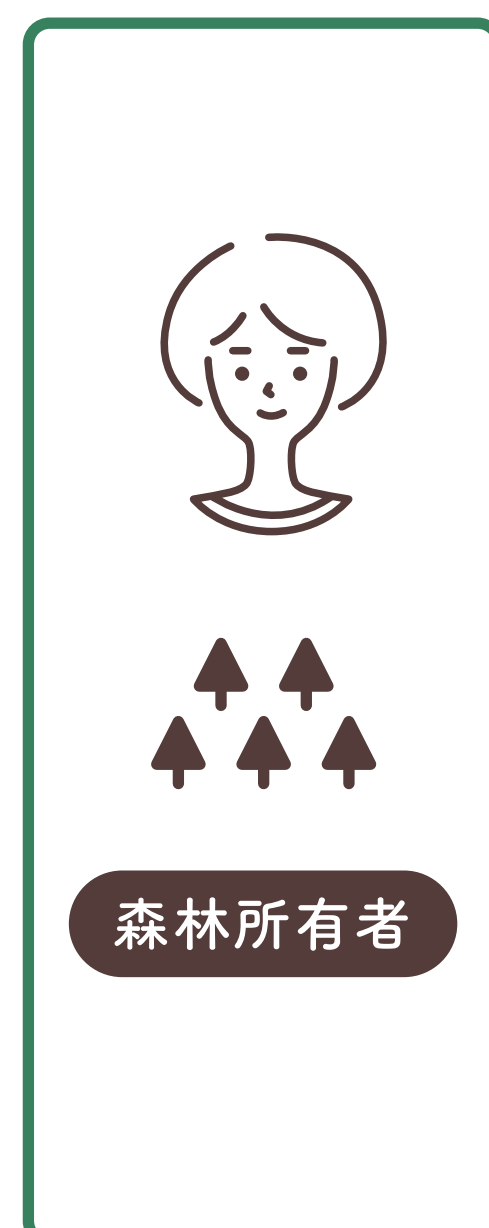


森林経営管理制度

森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、

- ① 林業経営に適した森林は林業経営者に再委託
- ② 林業経営に適さない森林は、市町村が管理を実施する仕組みです。

森林経営管理制度の
詳細は



意向調査



経営管理
委託



林業に
適した森林



経営管理を
再委託



林業に
適さない森林



お問い合わせ

[森林環境譲与税の取組の実施や森林経営管理制度に関すること]

林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126

[森林環境税・森林環境譲与税の仕組みに関すること]

総務省 自治税務局 市町村税課 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話 03-5253-5669

あなたの“森林” 手入れができていますか？



近隣住民

近くの森林が
全然手入れされて
ないけど、
大雨で崩れないかな…



あなたの森林を
市町村に委ねることで

**災害を
防止できる**
かもしれません



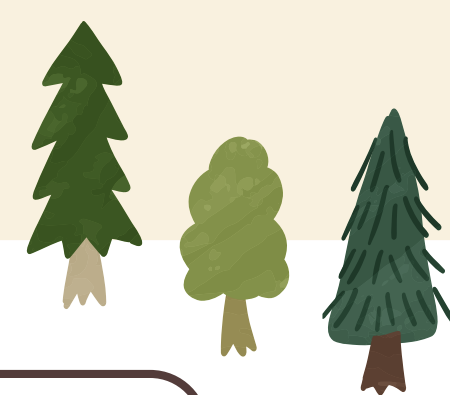
地元の市町村

地域の資源として
活用したいけど、
所有者が分からなくて
連絡がとれないな…



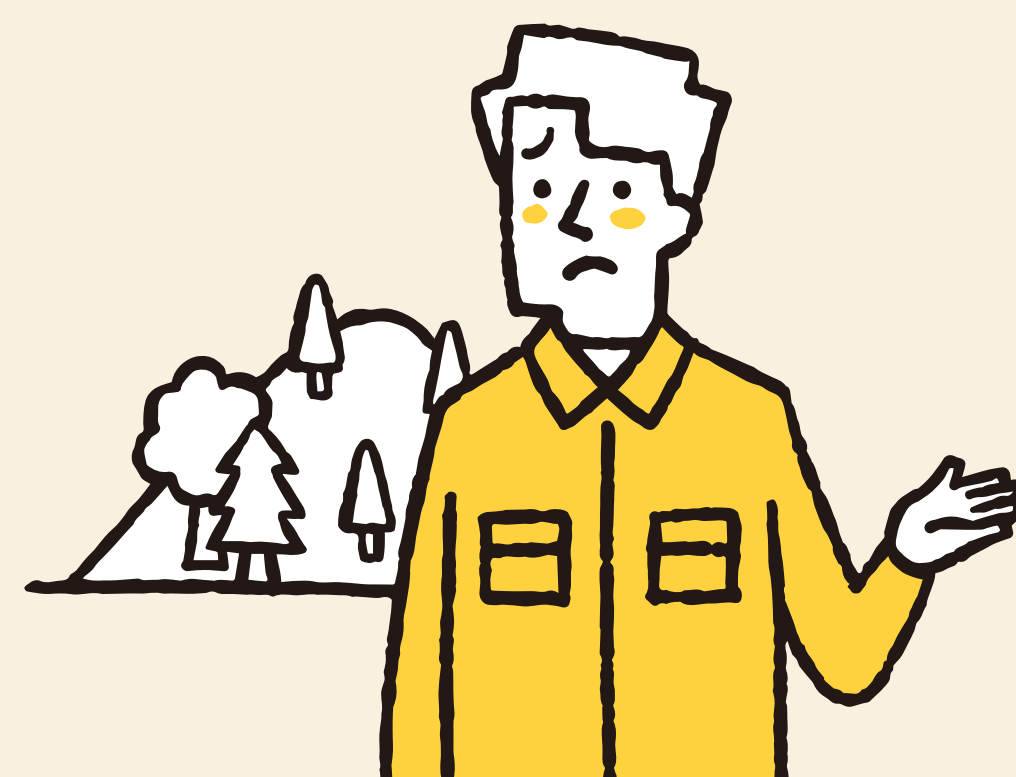
あなたの森林を
市町村に委ねることで

**地域のために
活かせる**
かもしれません



地元の事業者

隣の所有者が
同意してくれたら、
森林をまとめて
管理できるのにな…



あなたの森林を
市町村に委ねることで

**木材として
活用できる**
かもしれません



市町村を通じてあなたの森林を活かす仕組み、
それが「森林経営管理制度」です。

あなたの森林を 活かすためにできること



日本の国土の約3分の2は森林で、戦後に植えられた人工林が大きく育ってきています。一方で、世代交代や暮らしの多様化などの理由で手入れがされなくなった森林が多くあります。

近くの森林が全然手入れされていないけど、
大雨で崩れないかな…



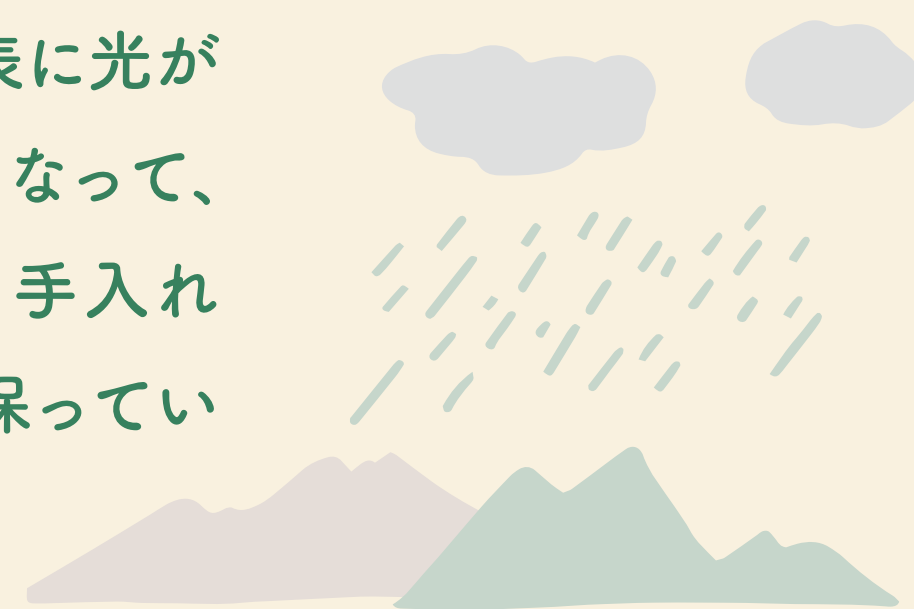
近隣住民



あなたの森林を市町村に
委ねることで、災害を防止
できるかもしれません



森林のうち人が植えて育てた人工林は、間伐などの手入れを行わなければ、地表に光が十分に届かずに、下層植生が乏しくなって、災害に弱い森林になりかねません。手入れを行うことで、森林の機能を健全に保っていくことができます。

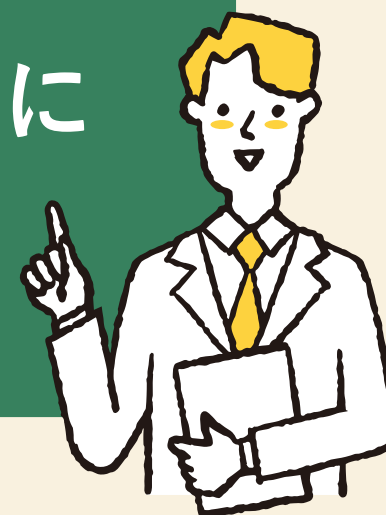


地元の市町村

地域の資源として活用したいけど、
所有者が分からなくて連絡がとれないな…

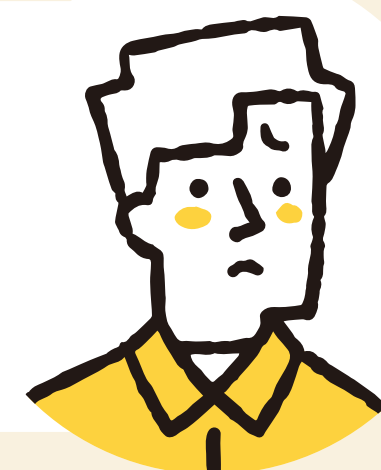


あなたの森林を市町村に
委ねることで、地域のために
活かせるかもしれません



森林の約3割は相続登記が行われていないこと等により、所有者がただちに判明しない状況になっています。所有者が誰なのか容易に分らないままだと、森林の整備を行うことができず、地域の重要な資源である森林の有効活用を図ることができません。

隣の所有者が同意してくれたら、
森林をまとめて管理できるのにな…



地元の事業者



あなたの森林を事業者
に委ねることで、木材として
活用できるかもしれません



森林の持ち主の約9割は、林業をするには小さめの所有規模です。小さい面積でも、意欲のある林業経営者が、周りの森林と一緒にまとめることで、道を整備して、一体的に手入れを行うことができるようになります。木材生産が可能となる場合もあります。



人と森林をつなぐために

手入れが十分に行き届いていない森林の整備を進めていくために、「森林経営管理制度」ができました。

森林を所有している方には、適切な手入れなどの経営管理を行う義務があります。ご自身で森林を管理するのが難しい場合や、相続などで受け継いだ森林の扱いにお困りの場合は、一度、お持ちの森林がある市町村へお問い合わせ下さい。

森林経営管理制度

森林の **経営** や **管理** を 市町村に任せるものです



市町村が森林所有者の意向を確認

市町村が森林所有者に対して、これまでどのように管理してきたか、これからどのように管理していくかについて、意向調査を行います。

市町村への経営管理の
委託を希望する場合



市町村が経営管理権を設定

意向調査で市町村への委託希望の回答があった森林で、市町村が必要と判断した場合は、森林所有者と同意の上、市町村が経営管理の委託を受けます（市町村ごとに委託を受ける基準が異なりますので、市町村に委託できない場合もあります）。

林業経営に向かない森林は 市町村が管理

Aさんの森林は、林業経営には向いていませんでしたが、集落から近く、土砂崩れのおそれがあったので、防災のための間伐が行われました。



自分では管理できずに困っていましたが、地域の安全・安心につながって、とてもうれしいです。

林業経営に向いている森林は 市町村が林業経営者に任せる

Bさんの森林は、周りの森林と一緒に管理することで、林業経営が可能になりました。市町村から委託を受けた林業経営者による木材生産が行われました。



この制度をきっかけにして、放置していた森林が整備され、木材の販売収入も得られました。

森林経営管理制度により 期待される効果

森林経営管理制度では、市町村の関与により、森林所有者が安心して市町村に森林の経営管理を委ねることができます。また、これまで手入れがされていなかった森林の整備が進むことで、森林が有する土砂災害防止や水源涵養、木材生産など、多面的な機能を発揮させることが可能となります。

相続した森林の管理を誰に相談したらよいか分かりませんでしたでしたが、意向調査をきっかけに市町村に仲介してもらえたので、安心して森林を預けることができました。

森林所有者 の 声



森林は手入れが必要だと聞いていたので、費用面で不安がありました。森林経営管理制度で費用の負担なく整備してもらえることができました。

森林の経営や管理に関する計画の策定やその後の森林整備まで、行政が長期間関わることにより、所有者は安心して経営管理を委託することができます。

市町村が「森林環境譲与税」も活用しつつ森林整備を行いますので、基本的に森林所有者の負担は発生しません。また、林業経営者に再委託を行うことができれば、木材販売収益を得られる可能性もあります。

林業経営を始めたばかりですが、所有者のとりまとめなどを市町村が行ってくれたので、地域になじみがなくても参入することができました。

地域の林業経営者 の 声



事業地の確保に苦労していましたが、市町村が経営管理の権利をまとめてくれたので、経営規模の拡大につなげることができました。

近年の大雪で倒木リスクが高まっているため、地域住民から道路や集落周辺の森林整備の要望が出されていました。森林経営管理制度の活用により、市町村自ら整備を進めることができました。

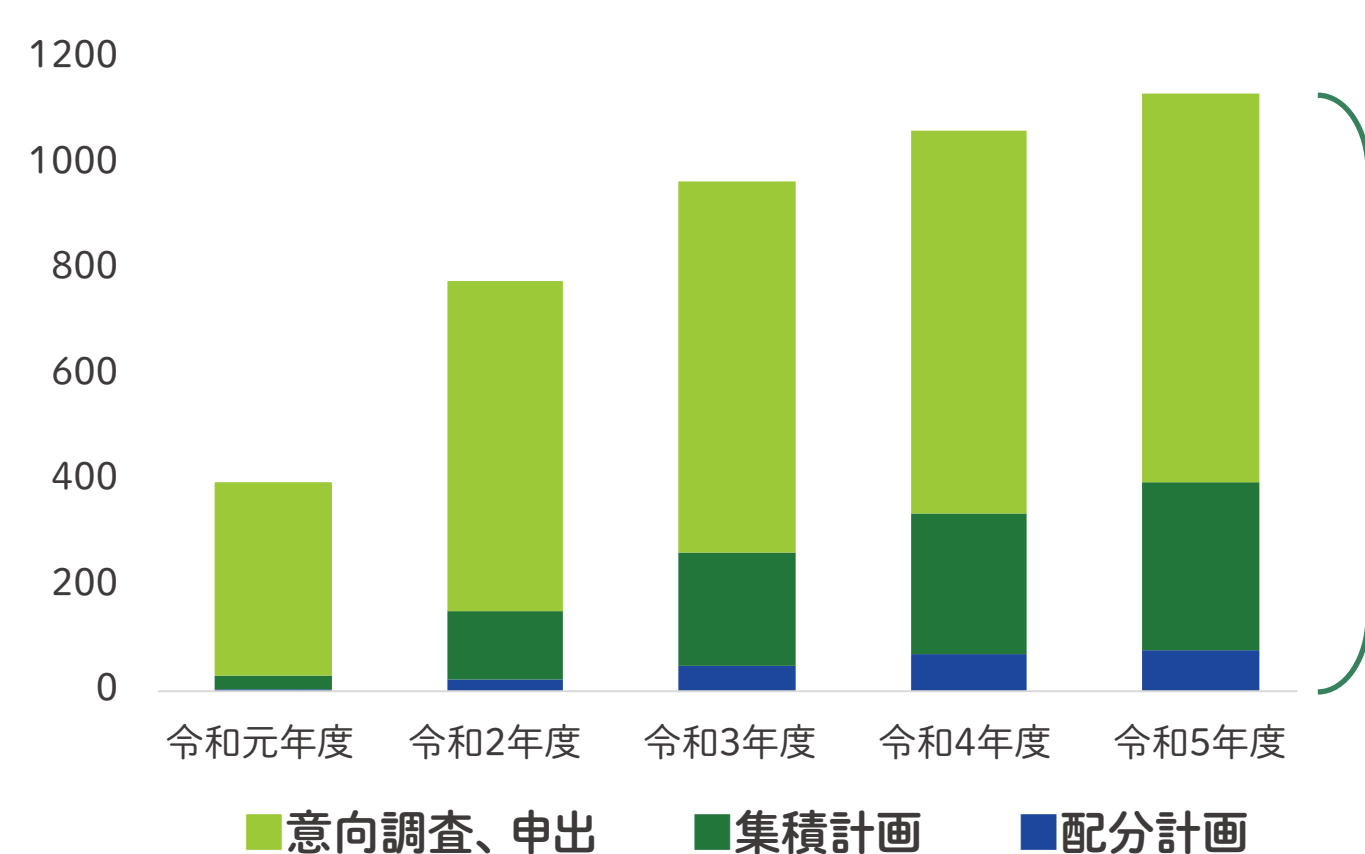
市町村 の 声



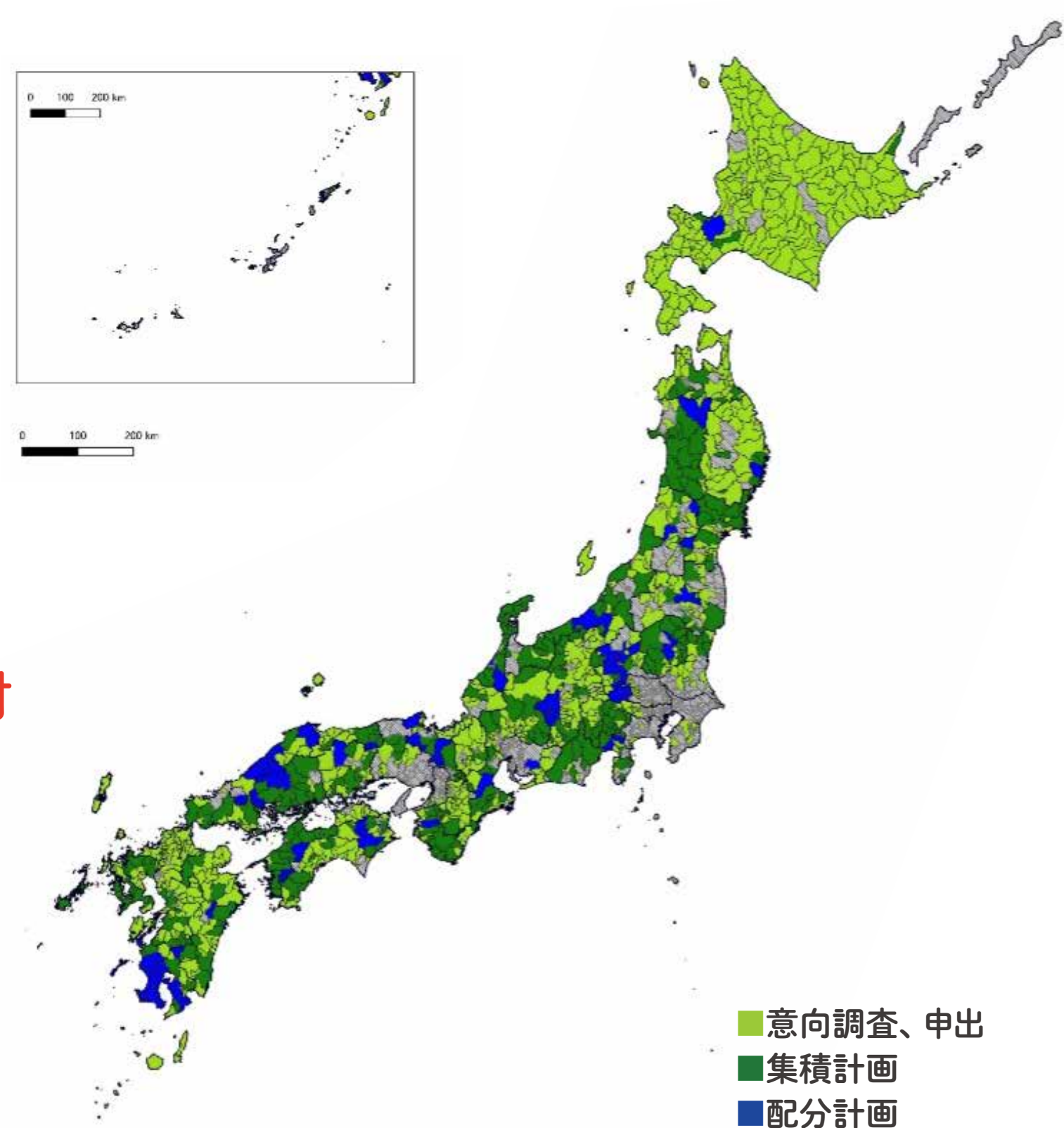
これまで林業経営が行われていなかった地域で、市町村の仲介により、集落の合意形成を図って、木材生産活動につなげることができました。地域経済の活性化にもつながっています。

森林経営管理制度を活用した 森林の手入れが進んでいます

森林経営管理制度は、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託又は市町村が自ら管理を実施する制度。



1,132市町村



森林経営管理制度に取り組む市町村数

- 注1)「意向調査、申出」は、意向調査、申出を実施した市町村から集積計画・配分計画の策定市町村を除いたもの。
2)「集積計画」は、集積計画の策定市町村から配分計画の策定市町村を除いたもの。
3) 調査対象市町村(令和5年度)は、農林業センサス2020において私有人工林がある市町村(1578)

制度開始から5年が経過し、**1,132市町村**において取組を実施。

森林経営管理制度の取組状況（全国図）

意向調査は、制度開始から**5年間で約103万haを実施**。回答があったもののうち、**約4割**の所有者から**市町村への委託希望**があり、その**約5割では森林整備**につながる動き。

経営管理実施権配分計画に基づく主伐・再造林

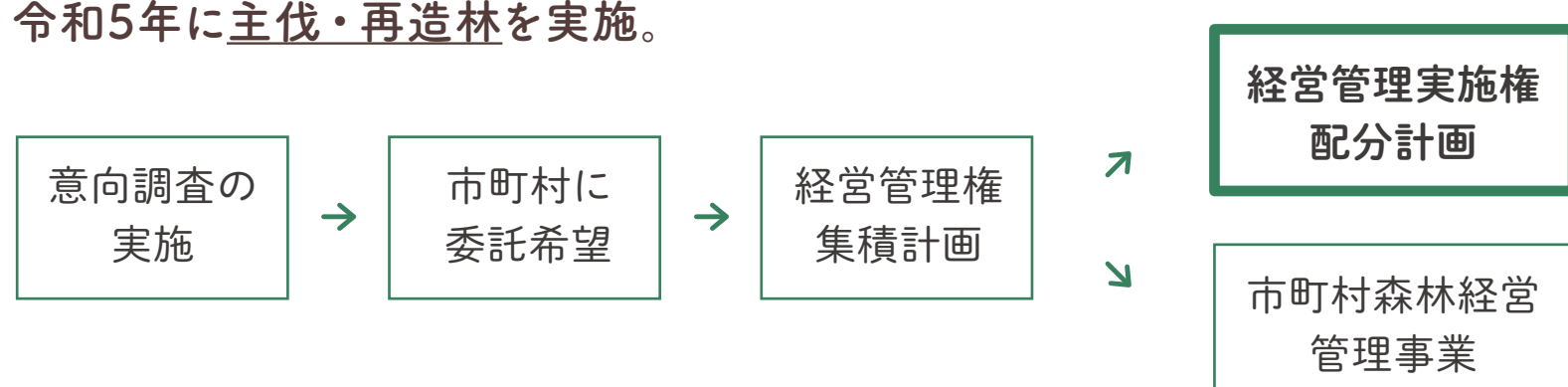
栃木県
矢板市の
取組



主伐実施箇所

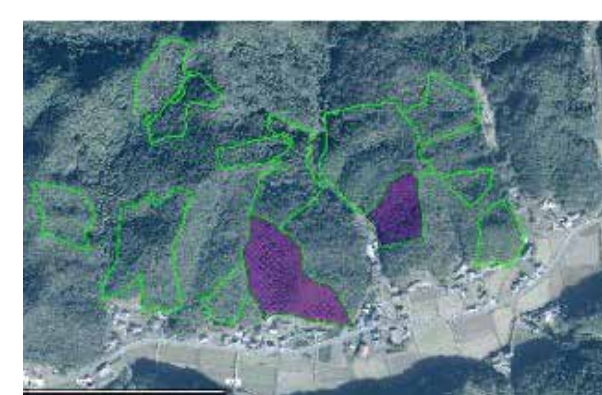
再造林後の状況

- 矢板市では、施業の履歴・予定がない私有林人工林について、意向調査を実施。
- 意向調査の結果、委託希望の森林については、市、県、林業経営者等で構成される協議会において、経営が成り立つか等を判断。
- 約1haの集積計画、配分計画を策定し、林業経営者に再委託。
- 令和5年に主伐・再造林を実施。



共有者不明森林の特例

長崎県
波佐見町の
取組



□ 集積計画策定済み森林(14.51ha)
■ 共有者不明森林(3.78ha)

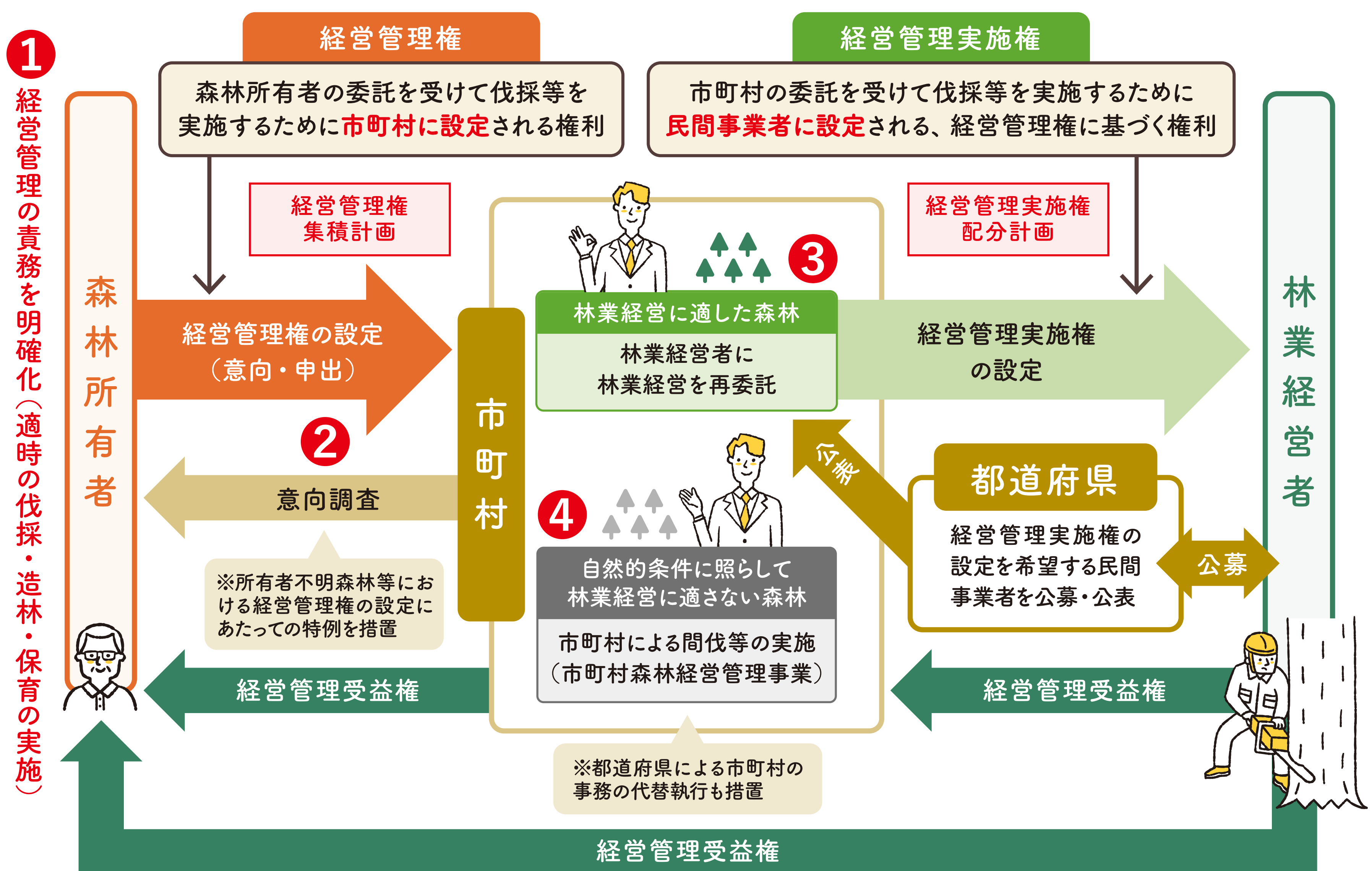
- 波佐見町では、約18haの森林に対して意向調査を実施。所有者が判明した森林については集積計画を策定。
- 約4haの森林については、登記名義人の相続人のうち1名の所在が不明であったため、共有者不明森林の特例を活用。
- 6か月間の公告を実施し、異議の申出がなかったため、集積計画を策定し、経営管理権を設定。
- 令和6年3月に、先行して集積計画を策定していた周辺の森林と一体的に間伐を実施。

森林経営管理制度の概要

(平成31年4月1日施行)

制度の主な流れ

- ① 森林所有者による森林の経営管理の責務を明確化（法第3条第1項 「森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」）
- ② 市町村が意向調査を実施し、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける（※所有者が不明な場合にも特例を措置）
- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が自ら管理を実施



林野庁ホームページもご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>



お問い合わせ

林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126
または森林の所在する市町村の林務担当窓口（具体的な連絡先は各市町村の総合案内にお問い合わせください）